

2022年10月1日

## 株式交換に関する事後開示書面

大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目7番15号  
株式会社ファンペップ  
代表取締役 三好 稔美

大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目7番15号  
アンチエイジングペプタイド株式会社  
代表取締役 橋弥 尚孝

株式会社ファンペップ（以下「FPP」といいます。）とアンチエイジングペプタイド株式会社（以下「AAP」といいます。）とは、2022年7月14日付株式交換契約書（以下「本件株式交換契約書」といいます。）に基づき、FPPを株式交換完全親会社、AAPを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施しました。

会社法第791条第1項第2号に定める事項は、以下のとおりです。

### 1. 本株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2022年10月1日

### 2. 完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条および第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）

#### (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過（株式交換をやめることの請求）

AAPの株主から、会社法第784条の2に定める本株式交換をやめることの請求はありませんでした。

#### (2) 会社法第785条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求権）

AAPは、会社法第785条第3項の規定に基づき、2022年9月7日に株主に対して通知を行いました。AAPの株主から、同条第1項に定める株式買取請求はありませんでした。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）

該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過（債権者の保護）

該当事項はありません。

3. 完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条および第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過（株式交換をやめることの請求）

該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

FPP は、会社法第 797 条第 3 項および第 4 項の規定に基づき、2022 年 9 月 7 日に株主に対して公告を行いました。なお、FPP は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行ったため、会社法第 797 条第 1 項の規定による手続について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過（債権者の保護）

該当事項はありません。

4. 本株式交換により完全親会社に移転した完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により FPP に移転した AAP の株式の数は 367 株である。

5. その他本株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

該当事項はありません。

以上